

相続時預貯金口座照会のお申込にあたって

預金保険機構

相続時預貯金口座照会（※）をご希望の際は、「相続時預貯金口座照会利用規定」および以下内容をご確認いただき、ご同意のうえお申し込みください。

（※）預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律ほか関係法令に基づく相続時における預貯金口座に関する情報の提供

◆相続時預貯金口座照会とは

- 相続人（包括受遺者を含む）は、預金保険機構に対して（※）、被相続人（亡くなられた方）を名義人とするすべての金融機関の預貯金口座（被相続人が生前にマイナンバーを紐づけたものに限る）の情報を求めることができます（被相続人の死後10年までのお申込が対象）。
- 預金保険機構は、お申込時にご提示いただいた情報に基づき、各金融機関に照会した結果を「相続時照会結果通知書」にまとめ、相続人または当該相続人の代理人等（以下「相続人等」という。）宛てに郵送により通知します。
- 被相続人の氏名、住所、生年月日については、必ず相続人提出書類（別紙の2.（1）ご参照）の記載どおりに申込書にご記入ください。
- 預金保険機構は、相続人提出書類に記載されている被相続人の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）をもとに、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）で被相続人のマイナンバー取得を行います。その際、誤って他人のマイナンバーを取得することがないよう厳格な一致確認を行うため、被相続人の本人特定事項の記載が正しい（住基ネットの情報と一致している）場合でも、被相続人のマイナンバーを取得できないことがあります。この点にご留意いただいたうえで、相続時照会のお申込をお願いいたします（お申込受付後は手数料をお返しすることはできません）。

（※）預金保険機構は、お申込の受付事務を金融機関に委託しています。

◆お手続きの流れ

お申込から照会結果の通知まで1カ月程度を要します。

1. お申込	<p>▶ 金融機関においてお申し込みください。</p> <p>※お取引のない金融機関でもお申し込みできます（預金保険機構の委託先に限ります）。</p> <p>※複数の被相続人の口座照会を希望する場合は、被相続人ごとのお申込となります。</p> <p>▶ 必要書類をご提出ください。</p> <p>※申込書および個人情報の第三者提供に係る同意書は金融機関に所定様式がございます。</p> <p>※相続人提出書類は別紙をご参照のうえご用意ください。</p> <p>※お申込者（相続人等）の本人確認書類は、参考資料をもとにご準備いただき、ご不明点がございましたら金融機関へお尋ねください。</p> <p>※被相続人のマイナンバーのご提示は不要です。</p> <p>▶ お申込受付後の取消・訂正・変更はできません。</p>
--------	---

2. 照会手数料	<p>▶ お申込1件につき5,060円（消費税込）です。</p> <p>※お申込時に金融機関へお支払いください。</p> <p>※お申込受付後は、結果通知の内容によらず手数料をお返しすることはできません。</p> <p>※インボイスの発行をご希望される方はお支払い時にお申し出ください。</p>
3. 結果通知	<p>▶ 申込書に記入された通知先（日本国内）宛てに転送不要の簡易書留（圧着ハガキ）により通知します。転送不要扱いのため、お申込後に転居された場合は転居先に転送されません（再度お申込を行っていただく必要がございます）。</p> <p>※預金保険機構で被相続人のマイナンバーを取得できない場合（ご提示いただいた被相続人の情報が最新ではないなど）、その旨を通知します（この場合も手数料はお返しできません）。</p> <p>※通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号等です（口座の残高、被相続人のマイナンバーなどは含みません）。</p> <p>※照会結果は、口座の存否や相続する口座を証明するものではありません。</p> <p>※通知内容によっては、通知書が2通以上となる場合があります。</p> <p>※金融機関の事情により、口座が存在しても、結果通知に記載されない場合（照会を行った期間内に確認対象先金融機関から結果の回答がない、確認対象先金融機関からの回答が代表口座のみ、など）があります。</p> <p>※通知の内容に関するご照会は各金融機関に直接お問い合わせください。</p> <p>※被相続人の個人番号を住基ネットから取得する際、取得が困難な場合があり、その場合は「該当口座なし」の結果通知が郵送されます。</p> <p>例)・戸籍の附票の除票の写しの住所表記と住民基本台帳の住所表記が異なり 　　突合ができない ・類似住所に同姓同名同一生年月日の者が居住しており個人番号の特定が 　　できない</p> <p style="text-align: right;">等</p>

◆個人情報の取扱い

お申込時に金融機関を通じて預金保険機構へご提出いただいた個人情報ならびに預金保険機構が住基ネットおよび金融機関から取得した個人情報は、法律等に基づく方法で一定期間保管した後に抹消します。

◆お問い合わせ先

➤ 相続時口座照会制度および口座管理法全般に関するお問い合わせ
 マイナンバー総合フリーダイヤル
 0120-95-0178
 受付時間 平日 9:30~20:00 ／ 土日祝 9:30~17:30

以上

◆お申込に必要な書類

1. 相続時口座照会申込書兼個人情報の利用目的および第三者提供に関する同意書（様式）

「記入見本」を参照し、誤りや漏れがないようご記入ください。

※情報を調べるために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。

※ご記入内容が最新ではない場合や誤りがある場合は、マイナンバーが確認できず正しい照会結果が得られません（その場合、手数料はお返しえできません）。被相続人情報については、必ず2.（1）の提出書類の記載どおりにご記入ください。

※お申込受付後は、ご記入内容の訂正を行うことはできません。

※照会ができるのは相続人等です。ほかの共同相続人の同意は不要です。

2. 相続人提出書類

お申込者と被相続人のご関係の確認書類として、以下（1）および（2）をご用意ください。

（1）被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる書類

住民票の除票の写し

（2）相続人および被相続人の身分関係が確認できる書類（イまたは該当する場合には□）

イ 被相続人の戸籍の謄本若しくは抄本または認証文付き法定相続情報一覧図の写し
(※1、2、3)

□ 包括受遺者の場合は、遺言書（公正証書遺言の場合または法務局における自筆証書
遺言書保管制度を利用している場合を除き、家庭裁判所の検認済証明書も必要）

（※1）「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、
法務局のウェブサイトをご参照ください。

（※2）上記イの書類がご提示できない場合は、以下の書類をご提示ください。
調停調書、審判書等、ご照会者が相続権利者であることが分かるもの

（※3）ご提出いただいた書類で身分関係が確認できない場合、追加書類をご依頼する
ことがあります。

1. 本人確認書類

お申込者の本人確認書類として、以下より2点ご用意ください。

マイナンバーカード／運転免許証／運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）／在留カード（有効なもの）。特別永住者証明書（同証明書とみなされる外国人登録証明書を含む）／住民票の写し（住民票の記載事項証明書）（注）／印鑑登録証明書

（注）本人名義かつ現住居の記載があり、発行日付・領収日付等が6ヶ月以内のものに限ります。

2. 代理人等確認書類

代理人等の方がお申込手続きをされる場合、依頼人である相続人等とお申込手続きをされる代理人等自身の本人確認書類に加え、代理人等としてお申込の任に当たっていることの確認ができる書類等をご用意ください。

【お申込者（依頼人である相続人等）が個人の場合】

- ・お申込者の同居の親族または法定代理人であることを証明する書類
- ・お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込の任に当たっていることを証する書類
- ・その他の理由によりお申込者のためにお申込の任に当たっていることが明らかであること

【お申込者（依頼人である相続人等）が個人以外の場合】

- ・お申込者が作成した委任状、その他お申込者のためにお申込の任に当たっていることを証する書類
- ・代理人等がお申込者を代表する役員として登記されていることを証する書類（履歴事項証明書）
- ・その他の理由によりお申込者のためにお申込の任に当たっていることが明らかであること